しずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定(新旧対照表)		
変更前	変更後	備考
(6) 投資信託インターネット受付サービス	(6) 投資信託インターネット受付サービス	
A. 投資信託インターネット受付サービスの内容	A. 投資信託インターネット受付サービスの内容	
(b) しずぎんネット投信は、本規定に定める場合を除き、別途定める 投資信託受益権振替決済口座管理規定、投資信託定時定額買付サー ビス規定、自動継続 (累積) 投資規定、特定口座規定、非課税上場株 式等管理に関する規定の各規定に従い、購入する商品の最新の「投 資信託説明書(交付目論見書)」ならびに「目論見書補完書面」(以下、 「目論見書等」という)の内容を十分理解したうえで、契約者自らの 判断と責任において取引を行うものとします。	(b) しずぎんネット投信は、本規定に定める場合を除き、別途定める 投資信託受益権振替決済口座管理規定、投資信託定時定額買付サー ビス規定、自動けいぞく(累積)投資規定、特定口座規定、非課税上 場株式等管理に関する規定の各規定に従い、購入する商品の最新の 「投資信託説明書(交付目論見書)」ならびに「目論見書補完書面」 (以下、「目論見書等」という)の内容を十分理解したうえで、契約者 自らの判断と責任において取引を行うものとします。	変更
	(g) しずぎんネット投信専用ファンドは、店頭でのお取引受付はできません。	新設
(g) 次の各号に列挙する取扱いおよびその他当行が別途定める取扱いはできません。 イ. 購入時手数料等の償還乗換優遇 ロ. 所得税法に定める障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(マル優)に関する非課税貯蓄申告書(申込書)の提出 ハ. 投資信託受益権の質権設定 ニ. キャッシング取引	(h) 次の各号に列挙する取扱いおよびその他当行が別途定める取扱いはできません。 イ. 購入時手数料等の償還乗換優遇 ロ. 所得税法に定める障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(マル優)に関する非課税貯蓄申告書(申込書)の提出 ハ. 投資信託受益権の質権設定 ニ. キャッシング取引	変更
D. 投資信託口座の開設 (a) 投資信託口座の開設とは、契約者からの依頼にもとづき投資信託口座の開設申込みを受け付け、当行所定の手続きにより投資信託口座の開設を行うことをいい、以下の通り取扱います。 イ. 投資信託口座は代表口座と同一の取引店扱いで開設します。また、	D. 投資信託口座の開設 (a) 投資信託口座の開設とは、契約者からの依頼にもとづき投資信託口座の開設申込みを受け付け、当行所定の手続きにより投資信託口座の開設を行うことをいい、以下の通り取扱います。 イ. 投資信託口座は代表口座と同一の取引店扱いで開設します。また、	

指定預金口座は代表口座となります。 指定預金口座は代表口座となります。 ロ. 投資信託口座の届け出印鑑は、取引店の共通印鑑届により届け出 削除 られた印鑑とします。 **ハ**. 特定口座に限ることとします。 ロ. 特定口座に限ることとします。 変更 二. 当行本支店で投資信託口座をすでにお持ちの契約者は、新たに投 ハ. 当行本支店で投資信託口座をすでにお持ちの契約者は、新たに投 変更 資信託口座を開設することはできません。 資信託口座を開設することはできません。 **ホ.** しずぎんネット投信による投資信託口座の開設は、75 歳未満の契 二. しずぎんネット投信による投資信託口座の開設は、75 歳未満の契 変更 約者に限ります。 約者に限ります。 へ, 投資信託口座開設にあたっては当行所定の取引開始基準に照らし ホ. 投資信託口座開設にあたっては当行所定の取引開始基準に照らし 変更 て審査を行い、この審査により申込みをお断りする場合がありま て審査を行い、この審査により申込みをお断りする場合がありま す。この場合は当行所定の方法によってその旨を通知します。 す。この場合は当行所定の方法によってその旨を通知します。 へ. インターネット経由での投資信託口座開設申込み時点において、 新設 本サービスを契約済の場合は、電子交付サービス(後記、「K. 取引 内容の交付」および「L. 電子交付サービス」を参照してください) が適用されます。 H. 積立投信 H. 投資信託定時定額買付サービス(以下、「積立投信」という) 変更 I. 取引の取消 変更前L しずぎんネット投信による購入・換金・スイッチングの変更・取消は より移動 できません。 I. 照会 J. 照会 変更 (a) しずぎんネット投信および店頭で申し込みいただいた投資信託の (a) しずぎんネット投信および店頭で申し込みいただいた投資信託の 前営業日の残高を照会できます。 前営業日の残高を照会できます。 (b) しずぎんネット投信で申し込みいただいた投資信託取引の処理状 (b) しずぎんネット投信で申し込みいただいた投資信託取引の処理状 況を照会できます。 況を照会できます。 K. 取引内容の交付 J. 取引内容の交付 変更

契約者が投資信託取引を行った場合は、当行は取引内容を記載した書類を契約者お届けの住所宛に郵送または法令に則った電磁的方法による閲覧提供にて交付しますので、直ちに記載内容をご確認ください。

契約者が投資信託取引を行った場合は、当行は取引内容を記載した書類を契約者お届けの住所宛に郵送による提供または法令に則った電磁的方法による閲覧提供(以下、「電子交付サービス」という)にて交付しますので、直ちに記載内容をご確認ください。

## L. 電子交付サービス

- (a)以下の場合、電子交付サービスのご利用について同意したものとします。
- イ. しずぎんネット投信で電子交付サービスの申込みを行った場合 ロ. インターネット経由での投資信託口座開設申込み時点において、 本サービスを契約済の場合
- (b)電子交付サービスにより提供する書面(以下、「対象書面」という) は次のとおりです。
- イ.「取引報告書」
- 口.「取引残高報告書」
- ハ. 「分配金償還金・再投資報告書」
- 二. 「特定口座源泉徴収(還付)明細書」
- ホ. 「運用報告書」
- へ. 「特定口座年間取引報告書」
- ト. 「上場株式配当等の支払通知書」
- (c)対象書面の閲覧可能期間は、作成日の翌営業日より5年間です。ただし、運用報告書の閲覧可能期間は作成日より5年半です。
- (d)電子交付サービスの利用解除については、店頭でのお手続きが必要です。電子交付の利用解除を受付けた場合、以後の書面交付は郵送にて行います。
- (e)利用解除後、再度電子交付サービスの利用を希望する場合には、改めてしずぎんネット投信にログインし利用開始の手続きを行う必要があります。その際、再度利用手続きが完了するまでの間に郵送にて交付された書面については、電子交付サービスによる閲覧はで

新設

きません。

(f)投資信託口座を解約または本サービスを解約した場合、以後電子交付サービスはご利用いただけません。必要な報告書等はご解約の手続き前にご自身でダウンロード・印刷して頂き、大切に保管してください。

## (g)免責事項

- イ. 交付書面は、当行からお客さまへの通告をすることなく、内容や形式を変更する場合があります。
- ロ.電子交付対象書面を追加する場合は、新たに対象となる書面についての電子交付にも同意するものとします。
- ハ. 電子交付に係る法令の変更や監督官庁の指示、またはその他必要 な状況が発生した際には、郵送交付を行う場合があります。

L. 取引の取消

しずぎんネット投信による購入・換金・スイッチングの変更・取消は できません。 変更後 I へ移動